

### 事業主のみなさんは、給与支払報告書をお忘れなく

従業員、アルバイト、青色申告の事業専従者などに対して給与等を支払っている全ての方は、給与等を受け取った方が平成27年1月1日現在に住んでいる市区町村長宛てに、給与支払報告書を提出する必要があります。町へは1月26日(月)までに提出をお願いします。

**注意!** 下記の場合でも、給与支払報告書の提出が必要です。

- ・年末調整をしていない。
- ・所得税を源泉徴収していない。
- ・家族にしか給与を支払っていない。
- ・少額しか給与を支払っていない。



給与支払報告書

手書き用の給与支払報告書・源泉徴収票は、役場町民税務課にて用意しています。必要な方は申し出ください。

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372

### 介護保険の要介護認定を受けていて、一定の基準に該当する方は、所得税・住民税申告で控除を受けられる場合があります。

#### 障害者手帳はないけれど、申告で控除を受けられる?

障害者手帳をお持ちでない方でも、寝たきり状態や認知症で日常生活に支障のある65歳以上の介護認定を受けた方は、申請により障害者控除対象者認定を受けられる場合があります。認定された場合には、町が発行する「障害者控除対象者認定書」で控除を受けることができます。

#### 介護用のおむつ代は医療費控除の対象になる?

おむつ代に係る医療費控除を受ける場合、医師が発行する有料の「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けている方で、以前にもおむつ代の医療費控除を受けたことがあり、介護保険主治医意見書に所定の記載がある方は、町が発行する「おむつ使用確認書」で控除を受けることができます。

※該当するかどうかの確認や申請については、個人情報保護の関係から窓口での対応とさせていただきます。詳しくは保健福祉課高齢者福祉係まで問い合わせください。

問い合わせ 保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-2601

### 償却資産(固定資産税)の申告は1月30日まで ～平成27年1月1日現在の所有状況を申告～

償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を償却資産が所在する市町村に申告しなければなりません。

受付期間：1月5日(月)から30日(金) (ただし、土日祝日を除く)  
申告書提出先：役場町民税務課または歌津総合支所町民福祉課

#### ◆償却資産とは

漁業・農業経営などの自営業者、工場、商店、アパート経営などを行っている方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、備品などのことです。(土地・家屋・自動車税、軽自動車税の課税対象を除く。)

- ◆例えば、漁業経営の場合は、船舶・船外機・かき粉砕機 など
- 農業経営の場合は、農業用機械類・ビニールハウス など
- アパート経営の場合は、舗装工事・駐輪場 など

◆昨年までに申告された方には申告書を郵送していますが、新たに申告をする方や、申告書が届かない方はご連絡ください。

問い合わせ 町民税務課資産税係 ☎46-1372

## 申告に必要な書類ってなんだろう?

申告の内容は一人ひとり違いますので、必要な書類もそれぞれ違ってきます。「おらほの納税教室(広報紙)」や12月に開催した「おらほの申告教室」で学んだことを生かして、早めに必要書類等の準備に取り掛かりましょう。

### 所得や控除に関する必要書類の例

- ◆給与所得、年金所得がある場合 → 給与や年金の源泉徴収票(原本)
- ◆社会保険料や生命保険料控除を受ける場合 → 保険料控除証明書
- ◆「ふるさと納税」などの寄付金の控除を受ける場合 → 寄付金の受領証
- ◆震災による雑損失の繰越控除を受ける場合 → 前年の確定申告書の控

### 必要書類のなかには、自分で作成しないといけない書類もあります。

- ◆農業や漁業などの事業所得がある場合 → 年間の収入や経費をまとめた帳簿  
年間の収入と経費の金額をまとめた収支内訳書



漁業(農業)をやって、帳簿は義務って言われてるから毎日がんばって付けているけど、収支内訳書ってどうやって作ればいいんだべ?

そんなあなたのために、収支内訳書の書き方を教えてくれる教室があるよ!



＜漁業者・農業者などの事業所得者のみなさんへ＞

## 「収支内訳書」の書き方教室

12月に開催した「おらほの申告教室」のなかで、漁業者・農業者のみなさんから、「収支内訳書の書き方についてもっと詳しく教えてほしい」という声を多くいただきました。

そこで、事業所得の収支内訳書の書き方教室を開催します。当日は、実際に確定申告に使える収支内訳書の作成まで行いますので、収支内訳書の作成に不安がある方は、ぜひご参加ください。

場所	日程	時間
役場2階大会議室	2月3日(火)	①午前10時から正午
歌津総合支所2階会議室	2月4日(水)	②午後1時から3時

※教室終了後、「確定申告書等作成コーナー」を使って、申告書の作成もできます。申告書作成まで希望される方は、申告に必要な書類を全てお持ちください。



(おらほの申告教室)

- ・年間の収入や経費をまとめた帳簿
  - ・漁協や農協から発行された利用実績表
  - ・計算機(電卓など)、筆記用具
- 当日必ず持参してください

◆この教室は、お一人ずつに細かく指導するため、1回につき30名程度を定員とします。

事前予約制となりますので、参加希望の方は、1月23日(金)までに、町民税務課税務係申告教室担当へご連絡ください。(☎46-1372)